

審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：自動車保管場所の確保等に関する法律（保管場所法）
根 拠 条 項：第 6 条第 1 項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条（保管場所標章の交付の手續）及び第 5 条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：第 4 条第 1 項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときは 7 日（行政庁の休日は含まない。）、第 5 条の規定による届出を受理したときは 1 日
申 請 先：自動車保管場所を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：自動車保管場所を管轄する警察署の交通課
備 考：